

令和8年度行政組織機構について

市民サービスの向上と必要な行政課題への対応を図るため、令和8年度から市の行政組織を以下のとおり変更します。

なお、この改編に伴い、行政組織条例の一部改正の議案を市議会第1回定例会（3月開催）へ提出します。

●組織変更について

1 部課等の改編

(1) 市長公室及び医療対策監

○市長公室及び医療対策監の廃止

組織のスリム化を図るため市長公室及び医療対策監を廃止し、市長公室に配置されていた秘書課を総務部に、広報戦略課を企画部に、そして地域医療推進課を健康増進部に配置する。



※G：グループ

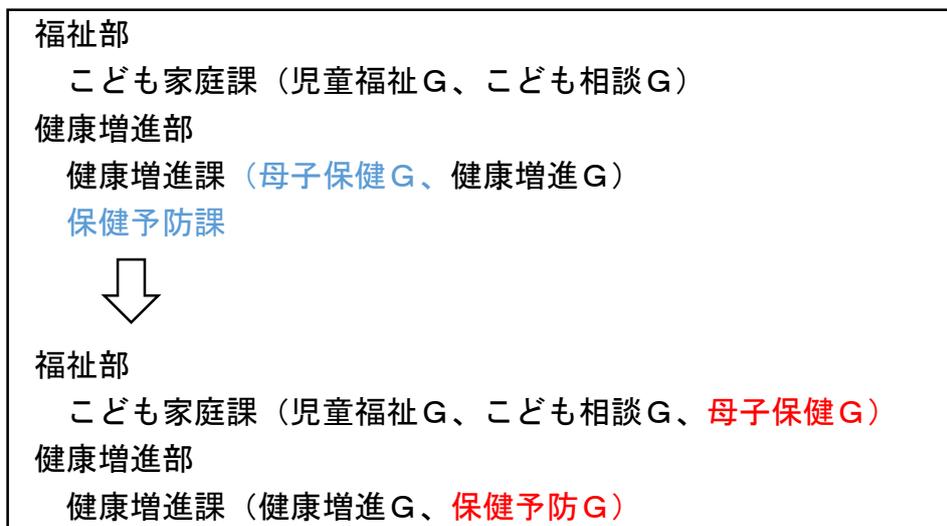
(2) 福祉部、健康増進部

○こども家庭センターにおける母子保健業務の強化

子育て世代への切れ目のない相談支援を行う機関であるこども家庭センター（こども家庭課）に健康増進課の所管である母子保健グループを移行することで、母子保健と児童福祉の両機能の連携を高め、さらなる子育て支援の充実を図る。

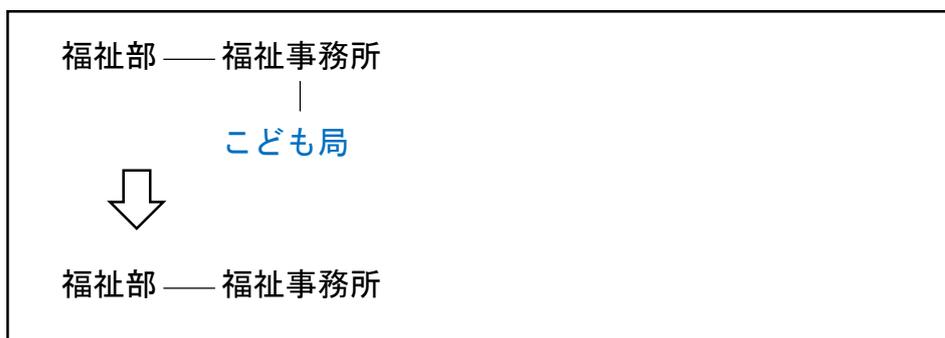
○健康増進課と保健予防課の統合

保健予防課については新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が令和5年度末で終了したことや、保健予防課と健康増進課の業務は関連性が高く、緊急時の業務割り振り、住民健診時の対応などが効率的に行えることから、健康増進課と統合する。



○福祉部こども局の廃止

こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体化が図られることから、こども局を廃止する。



2 その他

(1) 産業経済部

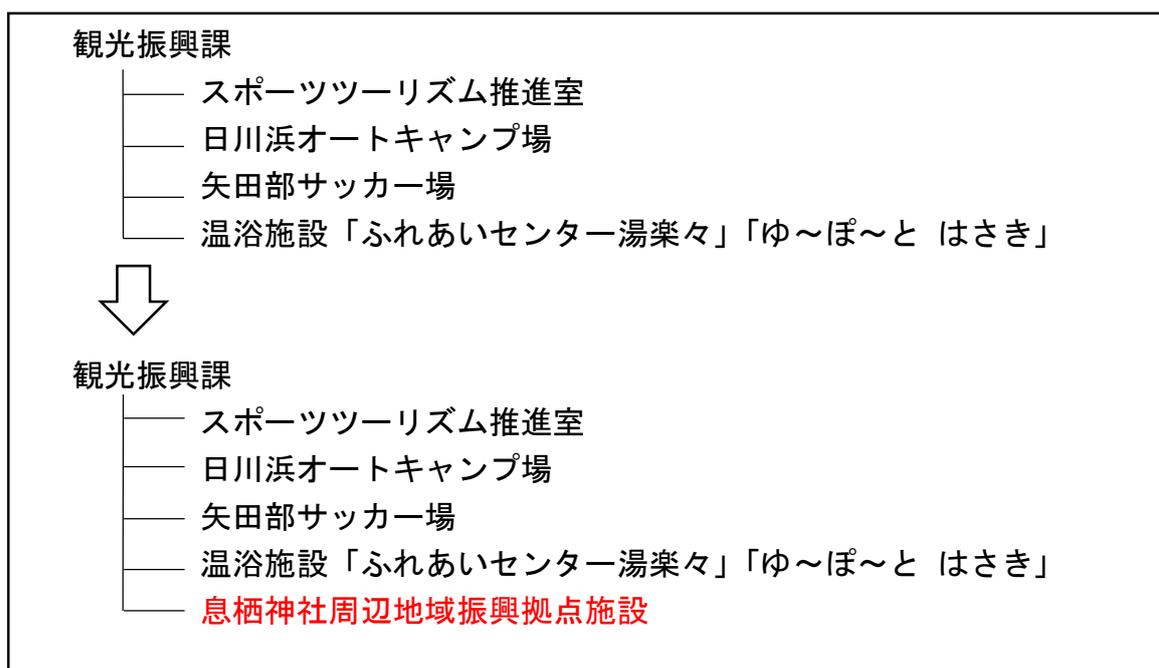
○農林課の農産物直売所の廃止

かみす農産物直売所運営組合が解散し、農産物直売所の営業を終了したことから、農林課が所管している農産物直売所を廃止する。

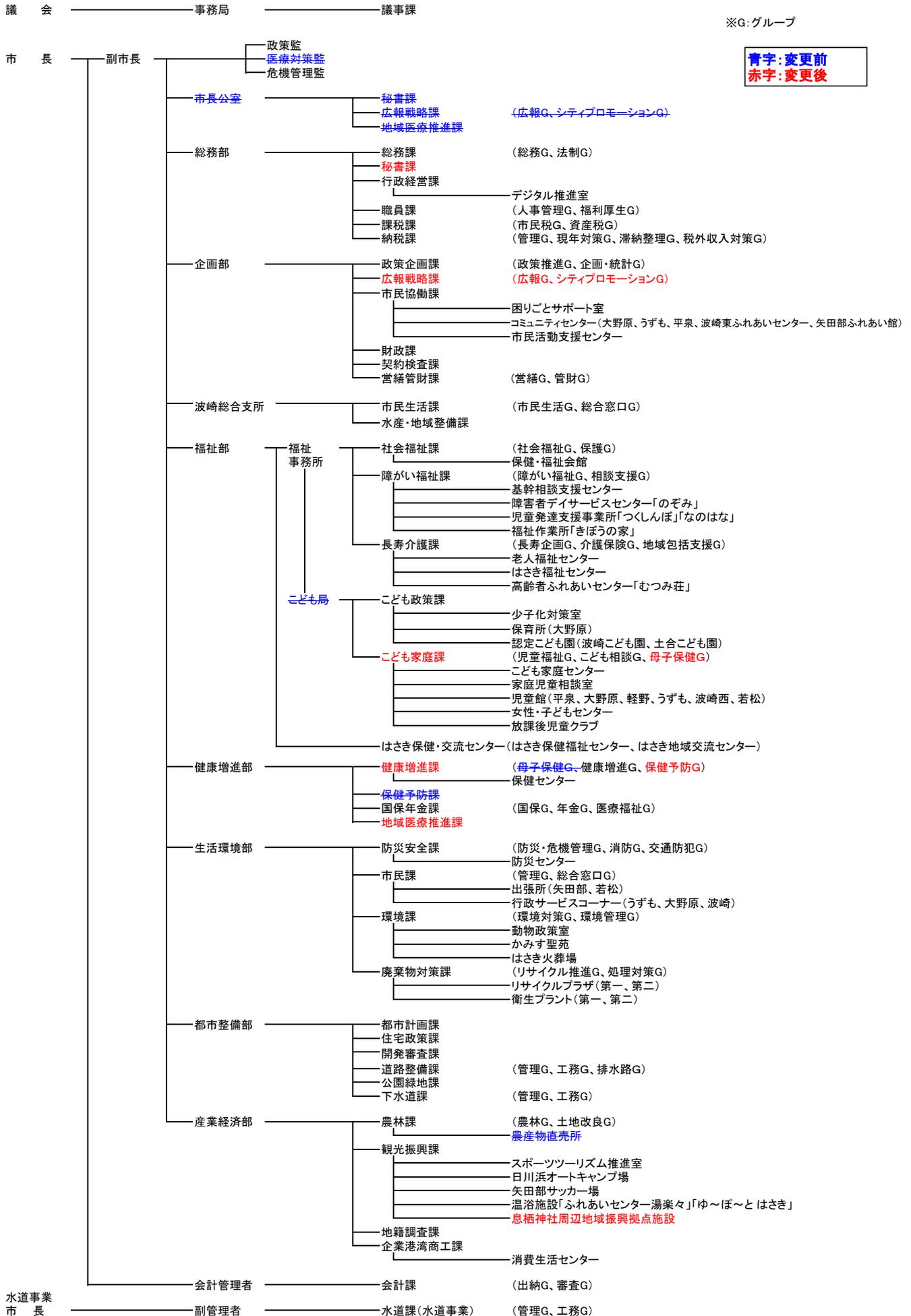


○息栖神社周辺地域振興拠点施設の移管

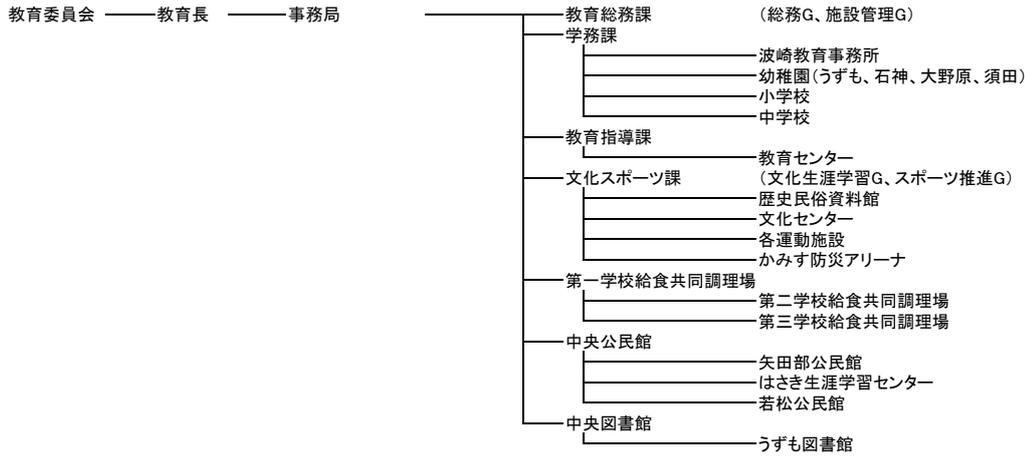
政策企画課が所管している息栖神社周辺地域振興拠点施設を観光、産業等における振興の拠点という観点から、観光振興課に移管する。



神栖市行政組織図 (令和8年4月1日)



神栖市行政委員会組織図（令和8年4月1日）



- 農業委員会
 - 選挙管理委員会
 - 監査委員
 - 固定資産評価審査委員会
- 事務局
 - 事務局(総務課及び市民生活課兼務)
 - 事務局
 - 事務局(総務課兼務)